

## 令和3年第4回 豊明市農業委員会総会議事録

### 1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和3年4月20日 午前10時00分

閉会 令和3年4月20日 正午

### 2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
水谷 文和	野村 君枝		

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	渡邊 昭男
石川 英治	近藤 賢三		

### 3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第12号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙3件
議案第13号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙1件
議案第14号	相続税納税猶予に関する適格者証明願承認の件	別紙1件
議案第15号	相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の件	別紙1件
議案第16号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙5件
報告第13号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙2件
報告第14号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件	別紙1件
報告第15号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙3件
報告第16号	農地法第18条の規定による農地解約通知の件	別紙18件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和3年第4回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は1番委員と2番委員にお願いします。それでは、議案に入ります。議案第12号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第12号1番案件について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。

申請地は沓掛町勅使8番187、登記地目、現況地目はともに畑、面積は644㎡です。

譲受理由は農業経営規模拡大を図るため、譲渡理由は自ら耕作、管理できないためです。

事務局で4月10日に現地確認をしました。

申請地はネギ等が作付けされていました。

譲受人の他の所有農地につきまして、沓掛町勅使8番27、8番31、8番32、8番300、沓掛町大狭間41番1、沓掛町池ノ内21番の6筆はすべて柿、みかん等の果樹が作付けされておりました。

以上のとおりすべての所有農地は管理されており、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について許可相当であると判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の10番委員の意見を求めます。

10番委員 2番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

2番委員 10番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

- 議 長 同様に農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。
- 最3番委員 10番委員、2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第12号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第12号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第12号2番案件ですが、3番案件と関連がございますので一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第12号2番案件、3番案件について説明します。  
2番案件の申請地は阿野町荻外山130番1番の1筆、3番案件の申請地は阿野町荻外山64番1、阿野町惣作75番の2筆の合計3筆、登記地目は田、畑、現況地目はすべて畑、面積は合計2,198㎡です。  
譲受理由は自己所有地として耕作したいため、譲渡理由は2番案件、3番案件ともに住所地から遠く、耕作できないためです。  
事務局で4月10日に現地確認をしました。  
申請地は玉ねぎ、カボチャ等の野菜が作付けされていました。  
譲受人の他の所有農地につきまして、幸田町に1筆お持ちでしたので4月11日に幸田町農業委員会に電話で問い合わせし、イモ、トウモロコシ等が作付けされていることを確認しました。なお、所有農地と今回申請地を合わせて下限面積である3反を上回ります。  
以上のとおり、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について許可相当であると判断します。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めます。
- 4番委員 4月11日に1番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同様に地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

- 1番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。
- 最1番委員 4番委員、1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第12号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第12号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第12号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第12号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第13号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第13号について説明します。農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。
- 申請地は沓掛町切山台13番1、13番2、14番の3筆、登記地目はすべて山林、現況地目はすべて畑、面積は合計1,706㎡です。
- 転用目的は店舗及び整備工場、賃貸借権設定になります。
- 譲受人である法人は名古屋市及び鈴鹿市にて自動車整備工場を経営しておりますが、業績好調による事業拡大に伴い、名古屋近郊に支店を設けることとなり、本申請に至りました。
- 事務局で4月10日に現地確認をしたところ、申請地は保全管理状態でした。
- 汚水等排水は、浄化槽及びオイルトラップにより、申請地の北東及び南東に隣接する農地に流れ込まないように対処します。雨水は集水桝で集水して、道路側溝へ排水します。
- 建造物は必要最小限とし、周辺農地に対する日照通風等には影響を及ぼさないようにします。
- また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 4月10日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断しますが、雑排水が若王子川に流出しないようにお願いします。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

3番委員 沓掛町切山台のあたりは山林が多いのか。

切山土地改良を行った時点では道路切れが山林だったようだが、現在は段々畑のようになっています。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第13号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第13号は可決いたします。引き続きまして、議案第14号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第14号について説明します。相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件です。

申請地は栄町小松林16番、79番、80番、阿野町大高道12番1の合計4筆ですが、4月10日に本人自宅で聞き取りをし、税理士とも相談したところ、栄町小松林79番、80番の2筆のみで申請したいと申し出がありました。このことに

について熱田税務署に確認したところ、4筆から2筆への変更は問題ないとのことでした。農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局とで4月10日に現地確認をしたところ、申請地の栄町小松林の3筆は水稲作付け前でした。阿野町大高道12番1は畑として管理されていました。今後も継続して管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当であると判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 4月10日に3番委員と農地利用最適化推進委員と事務局職員とで申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 9番委員、3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

8番委員 阿野町大高道12番1は生産緑地指定されているか。

事務局 畑です。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第14号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第14号は可決いたします。引き続きまして、議案第15号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第15号について説明します。相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の件です。

20年間農地として適正に管理されてきたかの最終確認です。

対象地は沓掛町新道61番、登記地目は田、面積は2,068㎡です。

事務局で4月5日に現地確認をしました。対象地は田として管理されていることを確認いたしました。

今後も耕作、管理されることを鑑みて、事務局としては許可相当であると判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 4月10日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第15号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第15号は可決といたします。引き続きまして、議案第16号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第16号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。

法人の利用権の新規申請が2件、個人の新規申請が3件の合計5件の申請がされています。

すべて貸付期間は2年間で賃貸借契約です。

以上こちらのご審議をお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第16号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第16号は可決いたします。

引き続きまして、報告第13号、第14号、第15号、第16号について報告願います。

事務局 報告第13号、第14号、第15号、第16号について説明

議 長 以上のとおり、報告第13号、第14号、第15号、第16号は専決事項として事務局で受理しています。

その他今後の予定について協議

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に正午）。